母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金	
第六条の九の二	第三十一条第二号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第二号
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十第一項	第三十一条第二号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第二号
	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
	第六条の十二	第六条の十七において準用する第六条の十二
	、第六条の十四第一項及び第六条の十六	並びに第六条の十七において準用する第六条の十四第一項及び第六条の十六
第六条の十第二項第三号	第二十九条第三項第一号	第三十一条の十第二項において準用する令第二十九条第三項第一号
第六条の十第二項第四号	第六条の十四第一項	第六条の十七において準用する第六条の十四第一項
第六条の十一第一項	第二十九条第一項及び第二項	第三十一条の十第二項において準用する令第二十九条第一項及び第二項
	第六条の十三及び第六条の十五第一項	第六条の十七において準用する第六条の十三及び第六条の十五第一項
	第二十九条第三項	第三十一条の十第二項において準用する令第二十九条第三項
	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
第六条の十二	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
	第六条の十第一項	第六条の十七において準用する第六条の十第一項
	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十五	第六条の十一第一項	第六条の十七において準用する第六条の十一第一項
第六条の十三	第三十条第一項	第三十一条の十第一項
第六条の十六第一項	母子家庭高等職業訓練修了支援給付金	父子家庭高等職業訓練修了支援給付金

	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	
第六条の十六第二項第四号	第三十条第四項第一号	第三十一条の十第二項において準用する令第三十条第四項第一号
第六条の十七第一項	第三十条第二項及び第三項	第三十一条の十第二項において準用する令第三十条第二項及び第三項
	同条第四項	令第三十一条の十第二項において準用する令第三十条第四項
	母子家庭高等職業訓練修了支援給付金	父子家庭高等職業訓練修了支援給付金

（法第三十一条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六条の十七の八　第六条の十七の二の規定は、法第三十一条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。

第六条の十八中「、第六条の二第二項、第六条の四第二項」を削り、「第六条の十六第二項」の下に「これらの規定を第六条の十七の七において準用する場合を含む。）」を加える。

第六条の十九から第九条までを次のように改める。

（寡婦福祉資金貸付金の貸付業務の報告）

第六条の十九　第一条の三の規定は、寡婦福祉資金貸付金の貸付業務について準用する。この場合において、同条中「第二十四条」とあるのは、「第三十八条において準用する令第二十四条」と読み替えるものとする。

（法第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める場所等）

第七条　第一条の四から第六条までの規定は、寡婦日常生活支援事業について準用する。この場合において、第一条の四中「第十七条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、同条第二号中「第六条第一項に規定する配偶者のない女子であつて民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）」とあるのは「第六条第四項に規定する寡婦」と、第二条中「第十七条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、第二条の二中「第十八条」とあるのは「第三十三条第三項において準用する法第十八条」と、第三条及び第四条中「第二十条」とあるのは「第三十三条第四項」と、第五条中「第二十一条」とあるのは「第三十三条第五項において準用する法第二十一条」と、第六条中「第二十二条第二項」とあるのは「第三十三条第五項において準用する法第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

（法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。）

第八条　第六条の三の規定は、法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。

（法第三十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条　第六条の十七の二の規定は、法第三十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。

第十四条中「母子家庭等及び」を「母子家庭及び父子家庭並びに」に改め、「第三条第二項」の下に「第六条の十七の四及び第七条において準用する場合を含む。）」を加え、「第九条第二項において読み替えて準用する」を「第六条の十七の四及び第七条において準用する」に改め、「、第八条第二項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と」を削る。

第十五条中「母子家庭等及び」を「母子家庭及び父子家庭並びに」に改め、「第三条第二項」の下に「第六条の十七の四及び第七条において準用する場合を含む。）」を加え、「第九条第二項において読み替えて準用する」を「第六条の十七の四及び第七条において準用する」に改め、「第八条第二項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、」を削る。